

事業所の名称及び所在地一覧

事業所の名称	事業所の住所 ----- 電話番号
あまがさきしゃくしょてん 尼崎市役所店	〒660-8501 尼崎市東七松町1 - 23 - 1 ----- (06) 6489 6310
おおたかすてん 大高洲店	〒660-0842 尼崎市大高洲町8番地 ----- (06) 6489 6311
	〒
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>市内にある事業所（支店・工場）について記入してください。 事業所の増減や名称変更により変更届を提出する場合は、新旧の対比ができるように列記してください。</p> <p>（例1 名称変更の場合） 旧・尼崎市役所店 新・尼崎中央点</p> <p>（例2 事業所を新たに開店の場合） 新規・尼崎塚口店</p> </div>	
	〒
	()
	〒
	()
	〒
	()
	〒
	()

尼崎市内の事業所についてのみ記入してください。

事業者・役員・法定代理人等名簿

(ふりがな) 氏 名	役職名
あまがさき たろう 尼崎 太郎	代表取締役
あまがさき はなこ 尼崎 花子	取締役
たちばな じろう 立花 次郎	取締役
つかぐちさぶろう 塚口 三郎	監査役
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>法人の場合、商業登記簿謄本に記載されている役員については監査役も含めてすべて記入してください。</p> <p>個人事業の場合は本人の氏名・ふりがなのみを記入してください。 (役職名を記入する必要はありません)</p> </div>	

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）について記入してください。
法人でない場合は記入は不要です。

誓約書

平成××年 月 日

尼崎市 市長 様

(申請者) 〒660 - 8501

住 所

尼崎市東七松町 1 - 23 - 1

尼崎市役所所自動車株式会社

氏 名 代表取締役 尼崎太郎

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録申請者及びその役員（別紙 2 に記載の者）は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第 4 5 条第 1 項各号のいずれにも該当していません。

また、引取業の登録を受けた後は、法令等に従い適正かつ誠実に業務を遂行いたします。

なお、法令等に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議ありません。

欠格事項に該当する場合は登録されません、

欠格事項についてのページで、欠格事項に該当するケースについての説明をしていますので、よく読んでおいてください。

フロン類確認体制

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を示した書類

フロン類確認体制の記入については以下の2つの方法のうち、どちらかを選択して、記入又は必要書類を添付してください。

- (1) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を添付する。(確認方法の例としては次ページの例を参考にしてください。)
- (2) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が当該エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有していることを証することができる書類(またはその写し)を添付する。

(証することのできる書類の例)

- ・ 自動車整備士の資格証等の写し
- ・ 中古自動車査定士の資格証等の写し
- ・ 業界団体等が行う講習の受講修了証の写し
- ・ その他上記と同等と判断されるもの

残存フロン類の確認方法

フロン回収破壊法第25条第2項第3号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

■ エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。

装着



フロン類が含まれていると判断する

非装着



フロン類は含まれていないと判断する

■ 車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）

(装着)



コンデンサが破損（穴や裂傷）していない

エアコン配管、ホースが破損（穴や裂傷）していない



フロン類が含まれていると判断する



破損している

破損している



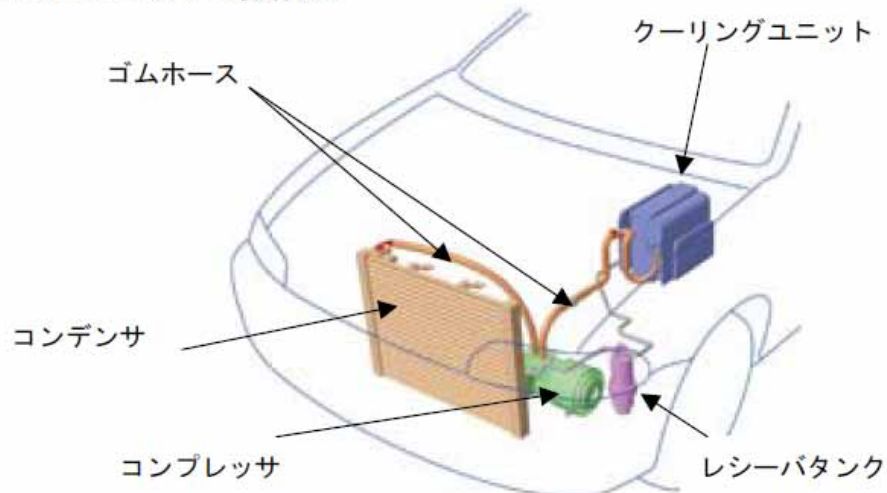
フロン類は含まれていないと判断する

■ 必要に応じて、以下により確認

使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。

実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

<エアコンシステム装着例>



平成××年 月 日

尼崎市 市長 様

(申請者) 〒660-8501

住 所 尼崎市東七松町1-23-1

氏名(名称) あまがさきしやくしよじどうしゃがふしきがいしや
尼崎市役所自動車株式会社
代表取締役 尼崎太郎

同時申請・届出に関する申立書

本届出における下記の添付書類については、平成××年 月 日付で貴庁に同時に

(申請) (届出) した (~~引取業・フロン類回収業・解体業・破砕業~~)

に係る (申請書) (届出書) のものと共通しておりますので、写し(コピー)を添付します。

記

チェック	添 付 書 類
	商業登記簿謄本 住民票(本人・法定代理人) 誓約書

同時に2つの申請をする場合は、片方の添付書類をコピーにて代えることが可能です。

コピーを添付する申請に「同時申請・届出に関する申立書」を添付してください。
()で囲まれた部分については、必要の内部分は二重線で消してください。

(例：引取業とフロン類回収業の新規申請を一度に行う場合)

引取業申請書に申立書を添付する 商業登記簿謄本はコピーの添付でよい

フロン類回収業の申請書には本物(コピーでない)商業登記簿謄本を添付します。